6　Summary

⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Nobuhiro Nagata Director General of Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Seismic reinforcement work of the Kansai International Airport Connecting Bridge

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 17 March 2021 (if brought with you, 4 : 00 P.M. 17 March 2021. if by mail, 4 : 00 P.M. 17 March 2021)

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00 A.M. 27 May 2021 (if brought with you, 11 : 00 A.M. 27 May 2021. If by mail 11 : 00 A.M. 27 May 2021)

⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.

⑺　Contact point for tender documentation : Kiyoko Nakagawa Assistant Manager, Accounting Division, General Affairs and Planning Department, Kansai Branch, West Nippon Expressway Company Limited 1―13, Iwakura-cho, Ibaraki City, Osaka Prefecture, 567―0871, Japan. TEL. 06―6344―9241

入札公告（建設工事）の取消

次のとおり入札公告を取り消します。

令和３年２月17日

契約責任者

西日本高速道路株式会社　九州支社

支社長　松田　　均

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　40

令和２年12月９日付（号外政府調達第228号・26～28ページ）掲載の入札公告（建設工事）「令和２年度　東九州自動車道　宗方高架橋他３橋耐震補強工事」を取り消します。

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

令和３年２月17日

西日本高速道路株式会社　関西支社

支社長　永田　順宏

◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27

○第６号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　第二神明道路　第一平野西高架橋他２橋橋梁設計業務（電子入札対象）

⑶　業務箇所　自）兵庫県神戸市西区平野町

至）兵庫県神戸市西区平野町

⑷　業務内容　本業務は、第二神明道路　平野東ＩＣ（仮称）～平野西ＩＣ（仮称）間の第一平野西高架橋及びＯＮランプ橋、ＯＦＦランプ橋の基本詳細設計を実施するものである。

⑸　履行期間　300日間

⑹　本業務は、入札前に業務実施計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式によるものである。

⑺　本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象業務である。

なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。

2　指名されるために必要な要件

⑴　入札参加者に要求される資格

①　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。

②　西日本高速道路株式会社における平成31・32年度調査等競争参加資格（橋梁設計）の認定を受けている者であること。

③　参加表明書の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、入札参加資格停止を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

１）以下のいずれかの場合に該当する資本関係

Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

２）以下のいずれかの場合に該当する人的関係

Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

㈠　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ｃ）会社法第２条第15号に規定する社外取締役

ｄ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

㈡　会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

㈢　会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

㈣　組合の理事

㈤　その他業務を執行する者であって、㈠から㈣までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

３）以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ）組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ）その他上記１）又は２）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

⑵　入札参加者を選定するための基準　調査等契約事務処理要領（平成20年要領第42号）第12条に規定する調査等請負契約標準指名基準による。なお、同基準中の「当該調査における技術的適性」については、同種又は類似の業務の実績並びに配置予定の技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　指名された入札参加者は、「価格」並びに「技術等」をもって契約の申込を行い、下記⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

②　上記①において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、直ちに当該入札を行った２者以上の者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。